

富加町立富加小学校 いじめ防止基本方針

平成31年3月 改訂

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

いじめ防止対策推進法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 学校としての構え

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑤ 全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応し解決にあたる。
- ⑥ いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。なお、いじめが解消している状態は、次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ア) 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続している。
 - イ) 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。

2 いじめの未然防止のための取組

- ・ 児童一人一人が大切にされ、自分の存在感や自己実現の喜びを実感することができるように、豊かな人間関係を育てるような学級経営を基盤とする。
- ・ どの子も「学級に居場所」があり、互いに認められる「承認される場」を位置づける。
- ・ 「わかる・できる授業」を推進し、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。
- ・ 絆の日の活動、道徳、人権教育等を通して人権尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。
- ・ 学級でよいところ見つけを位置づけ、思いやりの心を育成するとともに、日常生活から自己を見つめ、規範意識を育成する指導を充実する。
- ・ 教師自らが「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、正義感を持って指導に当たる。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況を学校評価の強化項目に位置づける。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組 〈全職員が一致団結して問題の解決にあたる〉

- ① 全ての教職員で児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行う。（青空の時間を活用）
- ② 児童の些細な変化や言動に気づいた場合はすぐに報告・連絡・相談し組織的な対応につなげる。
- ③ 週1回の生徒指導交流会の充実（気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る）
- ④ 教育相談活動の充実（年2回教育相談週間の実施）
- ⑤ 望ましい人間関係を育てる学級経営の充実（Q-Uの活用）
- ⑥ 学校生活に関するアンケートの実施（年2回実施：児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。アンケートは5年間保存する。）
- ⑦ 教職員研修の充実と保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

委員会は下記のメンバーとする

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談主任
学校職員以外：保護者代表、学校評議員代表、スクールカウンセラー、町教委(教育管理監)

学校職員による委員会は年2回行い、年度当初には共通理解を図るために、また年度末には年度の反省を行うために行う。校外職員を含めた委員会は、必要に応じて実施する。

5 いじめ問題発生時の対処

（1）家庭や地域、関係機関と連携した組織

いじめなど生徒指導上の問題が発生した場合は、「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、敏速に支援体制をつくり、対処する。また、速やかに事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

（2）対応順序と重点

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に行い、必要に応じて保護者の協力を得る）
- ④ いじめを受けた児童に寄り添ったケア（必要に応じて専門家に力を借りる。）
- ⑤ いじめた児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する。）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（町教育委員会への報告、加茂警察や中濃子どもセンター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

6 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

	学校全体の活動内容・取組	対策委員会、生徒指導委員会等
1 学 期	・相談室の利用方法についての説明と呼びかけ ・学級での「よいところ見つけ」（年間） ・毎月11日を中心に「絆の日」の活動を位置づける ・児童集会・温かい人間関係づくり（年間） ・校報、ホームページで「基本方針」等の発信 ・PTA総会で「方針」説明 ・Q-U実施①（2～6年） ・レインボーリングの縦割り活動 ・教育相談週間①（担任）（言葉遣い・いじめ調査含む） ・学校生活に関するアンケートの実施 ・あったか言葉の指導・通学班会 ・学校評価の実施（教職員）	・週1回の生徒指導交流会（年間） ・生徒指導委員会の開催（基本方針等の共通理解） ・生徒指導委員会の開催 ・学校評議員会で「方針」説明 ・いじめ防止、不登校対策委員会 ・生徒指導委員会の開催 ・民生児童委員との懇談会
8 月	・職員会（1学期の実態と防止対策の見直し） ・職員研修会（いじめの早期発見・対応等について）	・生徒指導委員会の開催 ・職員研修
2 学 期	・Q-U実施②（全学年） ・レインボーリングの縦割り活動 ・「絆の日」の実践・通学班長会 ・教育相談週間②（担任と他職員）（言葉遣い・いじめ調査含む） ・学校生活に関するアンケートの実施 ・レインボーリング（よいところみつけ） ・あったか言葉週間 ・「ひびきあいの日」に向けた取組 全校道徳「人権ビデオ」の視聴、読み聞かせ ・教職員、保護者取組評価アンケート（学校評価）	・生徒指導委員会の開催 ・学校評議員会でアンケート結果を報告し来年度の方向を確認する。
3 学 期	・「絆の日」の実践 ・見守り感謝の会 ・6年生ありがとうの会 ・絆集会・通学班会 ・いじめ防止基本方針の見直し ・校報、ホームページで今年度の総括と次年度の取組発信	・生徒指導委員会の開催 ・民生児童委員との懇談会 ・いじめ防止、不登校対策委員会